

令和2年度普通会計決算等について

1 概要

(1) 決算規模

歳入は1兆987億円と前年度に比べ1,048億円の増（+10.5%）、歳出は1兆33億円と前年度に比べ839億円の増（+9.1%）となり、歳入、歳出とも増加した。

歳入の主な増減：諸収入（+705億円）、国庫支出金（+286億円）、県債（+158億円）、地方税（+50億円）、繰入金（△74億円）、地方交付税（△42億円）、地方譲与税（△19億円）、使用料及び手数料（△7億円）

歳出の主な増減：貸付金（+740億円）、補助費等（+349億円）、維持補修費（+14億円）、積立金（△112億円）、災害復旧事業費（△70億円）、公債費（△46億円）、人件費（△23億円）、普通建設事業費（△15億円）

(2) 形式収支及び実質収支

歳入歳出差引額（形式収支）は955億円で、このうち翌年度への繰越財源709億円を控除した実質収支は、246億円の黒字となった。

(3) 単年度収支及び実質単年度収支

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は115億円の黒字となり、積立金等を加味した実質単年度収支は110億円の黒字となった。

(4) 財政指標

経常収支比率は94.9%（R1:96.3%）と、普通交付税が増加したことなどにより、前年度に比べ、1.4ポイント改善した。

表1 収支の状況

(単位:百万円)

区分	R2 (決算)	R1 (決算)	比較増減
歳入総額 a	1,098,711	993,872	+ 104,839
歳出総額 b	1,003,255	919,329	+ 83,926
歳入歳出差引額 (形式収支) c (=a-b)	95,457	74,544	+ 20,913
繰越財源 d	70,860	61,457	+ 9,403
実質収支 e (=c-d)	24,597	13,086	+ 11,510
単年度収支 f	11,510	△ 5,965	+ 17,476
繰上償還金 g	67	0	+ 67
積立金 h	6,543	9,526	△ 2,983
積立金取崩額 i	7,164	14,149	△ 6,985
実質単年度収支 j (=f+g+h-i)	10,957	△ 10,588	+ 21,545

注) 表中の計数はそれぞれ表示単位未満を四捨五入しているため、各計数と合計が合致しないものがある。(以下、同じ。)

2 歳入

(1) 自主財源と依存財源の割合

本県の歳入は、県税等の「自主財源」の割合が低く、地方交付税、国庫支出金、県債等の「依存財源」の割合が高い。

前年度と比較すると、諸収入等が増加したことにより自主財源の割合は43.4%に増加し、地方交付税のうち震災復興特別交付税等が減少したことにより、依存財源の割合は56.6%に減少した。

(2) 県税

県税は、地方消費税清算金の増等により、前年度比50億円の増（+3.2%）となった。

(3) 地方交付税

地方交付税は、復旧・復興事業の進捗に伴う震災復興特別交付税の減等により前年度比42億円の減（△1.5%）となった。なお、実質的な普通交付税（普通交付税と臨時財政対策債の合計額）は、前年度比38億円の増（+1.6%）となった。

(4) 国庫支出金

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増等により、前年度比286億円の増（+15.1%）となった。

(5) 繰入金

繰入金は、財政調整基金からの繰入金の減等により、前年度比74億円の減（△20.0%）となった。

(6) 諸収入

諸収入は、新型コロナウイルス感染症対応資金貸付金元金収入の増等により、前年度比705億円の増（+54.8%）となった。

(7) 県債

県債は、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の増等により、前年度比158億円の増（+19.1%）となった。

表2 歳入(全体分)

(単位:百万円)

	R2		R1		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
1県税 *	160,294	14.6%	155,263	15.6%	+ 5,031	+ 3.2%
2地方譲与税	21,727	2.0%	23,663	2.4%	△ 1,936	△ 8.2%
3地方特例交付金	733	0.1%	1,376	0.1%	△ 643	△ 46.7%
4地方交付税	282,983	25.8%	287,155	28.9%	△ 4,172	△ 1.5%
うち普通交付税	215,176	19.6%	209,498	21.1%	+ 5,678	+ 2.7%
うち特別交付税	4,723	0.4%	5,205	0.5%	△ 482	△ 9.3%
うち震災復興特別交付税	63,084	5.7%	72,452	7.3%	△ 9,368	△ 12.9%
5交通安全対策交付金	376	0.0%	343	0.0%	+ 33	+ 9.7%
6分担金・負担金 *	3,465	0.3%	3,462	0.3%	+ 3	+ 0.1%
7使用料・手数料 *	7,416	0.7%	8,101	0.8%	△ 685	△ 8.5%
8国庫支出金	217,924	19.8%	189,317	19.0%	+ 28,607	+ 15.1%
9財産収入 *	1,520	0.1%	1,596	0.2%	△ 76	△ 4.8%
10寄附金 *	498	0.0%	547	0.1%	△ 49	△ 9.0%
11繰入金 *	29,525	2.7%	36,894	3.7%	△ 7,370	△ 20.0%
12繰越金 *	74,544	6.8%	74,758	7.5%	△ 214	△ 0.3%
13諸収入 *	199,101	18.1%	128,596	12.9%	+ 70,505	+ 54.8%
14県債	98,608	9.0%	82,802	8.3%	+ 15,805	+ 19.1%
うち臨財債	21,472	2.0%	23,313	2.3%	△ 1,841	△ 7.9%
歳入合計	1,098,711	100.0%	993,872	100.0%	+ 104,839	+ 10.5%
うち普通交付税+臨財債	236,648		232,811		+ 3,837	+ 1.6%

*は自主財源

注) 県税には、地方消費税清算金（清算後）を含む。

(県税=県税+地方消費税清算金(歳入)-地方消費税清算金(歳出))

自主財源と依存財源の割合

	R2		R1		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
自主財源	476,361	43.4%	409,216	41.2%	+ 67,145	+ 16.4%
県税	160,294	14.6%	155,263	15.6%	+ 5,031	+ 3.2%
その他	316,068	28.8%	253,953	25.6%	+ 62,114	+ 24.5%
依存財源	622,350	56.6%	584,656	58.8%	+ 37,694	+ 6.4%
地方交付税	282,983	25.8%	287,155	28.9%	△ 4,172	△ 1.5%
国庫支出金	217,924	19.8%	189,317	19.0%	+ 28,607	+ 15.1%
県債	98,608	9.0%	82,802	8.3%	+ 15,805	+ 19.1%
その他	22,836	2.1%	25,382	2.6%	△ 2,546	△ 10.0%
歳入合計	1,098,711	100.0%	993,872	100.0%	+ 104,839	+ 10.5%

表3 歳入(うち震災対応分)

(単位:百万円)

	R2		R1		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
1一般財源等 (※1)	66,848	24.3%	78,848	25.8%	△ 12,000	△ 15.2%
2国庫支出金	80,587	29.3%	95,422	31.3%	△ 14,834	△ 15.5%
3繰入金	18,192	6.6%	15,772	5.2%	+ 2,419	+ 15.3%
4諸収入	70,711	25.7%	78,995	25.9%	△ 8,284	△ 10.5%
5県債	4,456	1.6%	2,311	0.8%	+ 2,146	+ 92.9%
6その他 (※2)	34,544	12.5%	33,832	11.1%	+ 712	+ 2.1%
歳入合計	275,338	100.0%	305,179	100.0%	△ 29,841	△ 9.8%

※1 一般財源等：震災復興特別交付税、特別交付税 等

※2 そ の 他：繰越金、寄附金 等

3 歳出

(1) 目的別

ア 目的別の歳出で最も構成比が高いのは商工費（19.2%）であり、次いで土木費（15.4%）、教育費（14.6%）の順となっている。

イ 商工費は新型コロナウイルス感染症対応資金貸付金の皆増等により前年度比789億円の増（+69.4%）、衛生費は新型コロナウイルス感染症対応慰労金給付事業費の皆増等により前年度比160億円の増（+28.8%）となった。

一方、総務費は東日本大震災復興交付金基金積立金（震災対応分）の減等により、前年度比124億円の減（△23.6%）、災害復旧費は漁港災害復旧事業費（震災対応分）の減等により前年度比70億円の減（△10.0%）となった。

表4-1 歳出・目的別(全体分)

(単位:百万円)

	R2		R1		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
1議会費	1,360	0.1%	1,404	0.2%	△ 44	△ 3.2%
2総務費	40,209	4.0%	52,613	5.7%	△ 12,405	△ 23.6%
3民生費	102,013	10.2%	94,822	10.3%	+ 7,191	+ 7.6%
4衛生費	71,675	7.1%	55,644	6.1%	+ 16,030	+ 28.8%
5労働費	2,693	0.3%	2,586	0.3%	+ 107	+ 4.1%
6農林水産業費	69,234	6.9%	76,050	8.3%	△ 6,816	△ 9.0%
7商工費	192,635	19.2%	113,735	12.4%	+ 78,899	+ 69.4%
8土木費	154,225	15.4%	149,586	16.3%	+ 4,638	+ 3.1%
9警察費	27,708	2.8%	27,427	3.0%	+ 281	+ 1.0%
10教育費	146,679	14.6%	147,488	16.0%	△ 809	△ 0.5%
11災害復旧費	62,647	6.2%	69,636	7.6%	△ 6,989	△ 10.0%
12公債費	100,522	10.0%	105,182	11.4%	△ 4,661	△ 4.4%
13諸支出金	27	0.0%	6	0.0%	+ 21	+ 381.2%
14税関係交付金	31,630	3.2%	23,149	2.5%	+ 8,481	+ 36.6%
歳出合計(目的別)	1,003,255	100.0%	919,329	100.0%	+ 83,926	+ 9.1%

表4-2 歳出・目的別(うち震災対応分)

(単位:百万円)

	R2		R1		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
1議会費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2総務費	3,340	1.4%	14,974	5.6%	△ 11,634	△ 77.7%
3民生費	5,076	2.2%	5,689	2.1%	△ 612	△ 10.8%
4衛生費	1,591	0.7%	1,457	0.5%	+ 135	+ 9.2%
5労働費	140	0.1%	170	0.1%	△ 29	△ 17.2%
6農林水産業費	12,490	5.3%	19,735	7.3%	△ 7,245	△ 36.7%
7商工費	69,662	29.8%	75,891	28.2%	△ 6,229	△ 8.2%
8土木費	83,097	35.6%	89,397	33.2%	△ 6,301	△ 7.0%
9警察費	503	0.2%	538	0.2%	△ 34	△ 6.4%
10教育費	2,290	1.0%	2,619	1.0%	△ 329	△ 12.5%
11災害復旧費	54,160	23.2%	57,554	21.4%	△ 3,394	△ 5.9%
12公債費	1,346	0.6%	1,041	0.4%	+ 305	+ 29.3%
13諸支出金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14税関係交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
歳出合計(目的別)	233,696	100.0%	269,063	100.0%	△ 35,367	△ 13.1%

(2) 性質別

ア 義務的経費は、公債費が前年度比46億円の減（△4.4%）、人件費が職員の新陳代謝に伴う平均給与月額の前年度比23億円の減（△1.3%）、扶助費がひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費の増等により前年度比2億円の増（+1.6%）となっており、全体では前年度比67億円の減（△2.3%）となった。

イ 投資的経費は、災害復旧事業費が漁港災害復旧事業（震災対応分）の減等により前年度比70億円の減（△10.0%）、普通建設事業費が海岸高潮対策事業の減等により前年度比15億円の減（△0.7%）となっており、全体では前年度比85億円の減（△3.1%）となった。

ウ その他の経費は、貸付金が新型コロナウイルス感染症対応資金貸付金の増等により前年度比740億円の増（+63.4%）、補助費等が地方消費税交付金の増等により前年度比349億円の増（+21.9%）となっており、全体では前年度比991億円の増（+28.1%）となった。

表4-3 歳出・性質別(全体分)

(単位:百万円)

	R2		R1		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
人件費	173,087	17.3%	175,363	19.1%	△ 2,276	△ 1.3%
扶助費	13,150	1.3%	12,942	1.4%	+ 208	+ 1.6%
公債費	100,477	10.0%	105,076	11.4%	△ 4,598	△ 4.4%
うち県債償還元金	90,954	9.1%	94,424	10.3%	△ 3,470	△ 3.7%
うち県債償還利子	9,520	0.9%	10,639	1.2%	△ 1,119	△ 10.5%
義務的経費 計	286,715	28.6%	293,382	31.9%	△ 6,667	△ 2.3%
普通建設事業費	202,014	20.1%	203,489	22.1%	△ 1,476	△ 0.7%
うち県単	30,529	3.0%	29,179	3.2%	+ 1,350	+ 4.6%
災害復旧事業費	62,647	6.2%	69,636	7.6%	△ 6,989	△ 10.0%
失業対策事業費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
投資的経費 計	264,661	26.4%	273,125	29.7%	△ 8,464	△ 3.1%
物件費	28,938	2.9%	28,035	3.0%	+ 903	+ 3.2%
維持補修費	15,239	1.5%	13,836	1.5%	+ 1,403	+ 10.1%
補助費等	194,525	19.4%	159,626	17.4%	+ 34,900	+ 21.9%
繰出金	7,420	0.7%	8,401	0.9%	△ 981	△ 11.7%
積立金	15,110	1.5%	26,286	2.9%	△ 11,176	△ 42.5%
投資・出資金	18	0.0%	10	0.0%	+ 8	+ 80.4%
貸付金	190,629	19.0%	116,629	12.7%	+ 74,000	+ 63.4%
その他 計	451,879	45.0%	352,822	38.4%	+ 99,057	+ 28.1%
歳出合計(性質別)	1,003,255	100.0%	919,329	100.0%	+ 83,926	+ 9.1%

表4-4 歳出・性質別(うち震災対応分)

(単位:百万円)

	R2		R1		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
人件費	1,923	0.8%	2,079	0.8%	△ 156	△ 7.5%
扶助費	380	0.2%	413	0.2%	△ 33	△ 8.0%
公債費	1,346	0.6%	1,041	0.4%	+ 305	+ 29.3%
うち県債償還元金	1,292	0.6%	988	0.4%	+ 304	+ 30.8%
うち県債償還利子	54	0.0%	53	0.0%	+ 1	+ 1.7%
義務的経費 計	3,649	1.6%	3,533	1.3%	+ 116	+ 3.3%
普通建設事業費	94,214	40.3%	106,862	39.7%	△ 12,647	△ 11.8%
うち県単	2,466	1.1%	3,341	1.2%	△ 876	△ 26.2%
災害復旧事業費	54,160	23.2%	57,554	21.4%	△ 3,394	△ 5.9%
失業対策事業費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
投資的経費 計	148,374	63.5%	164,415	61.1%	△ 16,041	△ 9.8%
物件費	3,582	1.5%	3,841	1.4%	△ 259	△ 6.7%
維持補修費	78	0.0%	280	0.1%	△ 202	△ 72.1%
補助費等	8,700	3.7%	10,066	3.7%	△ 1,366	△ 13.6%
繰出金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
積立金	760	0.3%	12,656	4.7%	△ 11,896	△ 94.0%
投資・出資金	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
貸付金	68,551	29.3%	74,270	27.6%	△ 5,719	△ 7.7%
その他 計	81,673	34.9%	101,115	37.6%	△ 19,443	△ 19.2%
歳出合計(性質別)	233,696	100.0%	269,063	100.0%	△ 35,367	△ 13.1%

4 各種財政指標の状況

	標準財政規模 (百万円)	財政力指数	経常収支比率(%)	実質収支比率(%)
R2	393,973	0.37248	94.9	6.2
R1	393,036	0.37041	96.3	3.3
比較増減	+ 937	+ 0.00207	△ 1.4	+ 2.9

	県債現在高 (百万円)	積立基金現在高 (百万円)	うち財源対策3基金 (百万円)
R2	1,343,469	73,487	35,862
R1	1,335,815	87,010	36,481
比較増減	+ 7,654	△ 13,523	△ 619

注) 財源対策3基金とは、財政調整基金、県債管理基金、地域振興基金で、財源対策に活用できる基金。
(このうち、地域振興基金については、三陸・北いわて地域活性化推進積立金分を除く。)

5 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく健全化判断比率については、いずれの指標も早期健全化基準には該当しない。

また、公営企業の経営健全化に関する判断比率である資金不足比率についても、経営健全化基準に該当しない。

○令和2年度決算に基づく各比率の値

(ア)健全化判断比率

実質赤字比率(%)	連結実質赤字比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
－(なし)	－(なし)	13.7	221.5

【参考】

	実質赤字比率(%)	連結実質赤字比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
早期健全化基準	3.75	8.75	25.0	400.0
財政再生基準	5.0	15.0	35.0	

※ 早期健全化基準を超える場合：財政健全化計画の策定、外部監査の要求 等
財政再生基準を超える場合：財政再生計画の策定、地方債の制限 等

(イ)資金不足比率(公営企業の経営健全化に関する判断比率)

資金不足比率(%)
－(各公営企業ともなし)

※ 各公営企業：港湾整備事業特別会計、県立病院等事業会計、電気事業会計、工業用水道事業会計、流域下水道事業会計

【参考】

	資金不足比率(%)
経営健全化基準	20.0

※ 経営健全化基準を超える場合：経営健全化計画の策定、外部監査の要求 等

参考：用語解説

<p>標準財政規模</p>	<p>地方公共団体の一般財源の標準的規模を示すものである。</p> <p>標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額</p> <p>・標準税収入額等＝(イーロ＋ハーニ)×100/75－ハ＋ニ イ 基準財政収入額 ロ 所得割(三位一体改革による税源移譲分)×0.25＋所得割(県費負担教職員の給与負担事務の権限移譲に伴う税源移譲分)×0.25＋地方消費税(引上げ分)×0.25 ハ 道府県民税所得割臨時交付金＋分離課税所得割交付金 ニ 地方譲与税(特別法人事業譲与税を除く)＋交通安全対策特別交付金</p>									
<p>財政力指数</p>	<p>基本的な財政需要に対する標準的な収入額の割合であり、財政の自主性、自由度を示している。</p> <p>財政力指数＝ $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ の3カ年平均</p> <p>基準財政収入額は、地方公共団体が標準的に収入しうると考えられる地方税等のうち基準財政需要額に対応する部分とされ、都道府県では標準税率で算定した当該年度の収入見込額の原則75/100の額とされている。</p> <p>基準財政需要額は、地方公共団体が妥当かつ合理的な平均水準で行政を行う場合に要する財政需要を示す額とされている。</p> <p>財政力指数が1を超える場合、すなわち基準財政収入額が基準財政需要額よりも大きい場合には、当該地方公共団体は普通交付税の不交付団体となる。また、財政力指数が1以下の団体であっても、1に近いほど普通交付税算定上のいわゆる留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえることができる。</p>									
<p>経常収支比率</p>	<p>経常収支比率は、当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。この比率は、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを示しており、この比率が低いほど財政構造に弾力性があるといえる。</p> <p>経常収支比率(%)＝ $\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$</p> <p>※H12までは $\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}}$</p>									
<p>実質赤字比率</p>	<p>一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を実質赤字比率という。</p> <p>実質赤字比率(%)＝ $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = -(\text{なし})$</p> <p>・一般会計等の実質赤字額 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額 ※ 本県の一般会計等に属する会計 一般会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計、中小企業振興資金特別会計、証紙収入整理特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、土地先行取得事業特別会計、県有林事業特別会計、林業・木材産業資金特別会計、公債管理特別会計</p> <p>・実質赤字の額＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額)</p> <p>【本県の状況】 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="450 1617 1264 1718"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計等の実質赤字額(△は黒字)</td> <td>△ 24,700</td> <td>△ 13,154</td> </tr> <tr> <td>標準財政規模</td> <td>393,973</td> <td>393,036</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R1	一般会計等の実質赤字額(△は黒字)	△ 24,700	△ 13,154	標準財政規模	393,973	393,036
	R2	R1								
一般会計等の実質赤字額(△は黒字)	△ 24,700	△ 13,154								
標準財政規模	393,973	393,036								

参考：用語解説（続き）

<p>連結実質赤字比率</p>	<p>全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する割合を連結実質赤字比率という。</p> $\text{連結実質赤字比率(\%)} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = - (\text{なし})$ <p>・連結実質赤字額:イとロの合計額がいとニの合計額を超える場合の当該超える額 イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額</p> <p>【本県の状況】 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="418 586 1284 913"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結実質赤字額(△は黒字)</td> <td>△ 55,593</td> <td>△ 36,260</td> </tr> <tr> <td> 一般会計等</td> <td>△ 24,700</td> <td>△ 13,154</td> </tr> <tr> <td> 岩手県国民健康保険特別会計</td> <td>△ 4,095</td> <td>△ 996</td> </tr> <tr> <td> 岩手県港湾整備事業特別会計</td> <td>△ 1,720</td> <td>△ 1,120</td> </tr> <tr> <td> 岩手県立病院等事業会計</td> <td>△ 6,293</td> <td>△ 4,637</td> </tr> <tr> <td> 岩手県電気事業会計</td> <td>△ 17,130</td> <td>△ 14,801</td> </tr> <tr> <td> 岩手県工業用水道事業会計</td> <td>△ 699</td> <td>△ 610</td> </tr> <tr> <td> 岩手県流域下水道事業会計</td> <td>△ 956</td> <td>△ 943</td> </tr> <tr> <td>標準財政規模</td> <td>393,973</td> <td>393,036</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。</p>		R2	R1	連結実質赤字額(△は黒字)	△ 55,593	△ 36,260	一般会計等	△ 24,700	△ 13,154	岩手県国民健康保険特別会計	△ 4,095	△ 996	岩手県港湾整備事業特別会計	△ 1,720	△ 1,120	岩手県立病院等事業会計	△ 6,293	△ 4,637	岩手県電気事業会計	△ 17,130	△ 14,801	岩手県工業用水道事業会計	△ 699	△ 610	岩手県流域下水道事業会計	△ 956	△ 943	標準財政規模	393,973	393,036																		
	R2	R1																																															
連結実質赤字額(△は黒字)	△ 55,593	△ 36,260																																															
一般会計等	△ 24,700	△ 13,154																																															
岩手県国民健康保険特別会計	△ 4,095	△ 996																																															
岩手県港湾整備事業特別会計	△ 1,720	△ 1,120																																															
岩手県立病院等事業会計	△ 6,293	△ 4,637																																															
岩手県電気事業会計	△ 17,130	△ 14,801																																															
岩手県工業用水道事業会計	△ 699	△ 610																																															
岩手県流域下水道事業会計	△ 956	△ 943																																															
標準財政規模	393,973	393,036																																															
<p>実質公債費比率</p>	<p>一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を実質公債費比率という。</p> $\text{実質公債費比率(\%)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)-}}{\text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \div \frac{\text{標準財政規模-}}{\text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \quad (3\text{ヵ年平均})$ <p>・準元利償還金:イからホまでの合計額 イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額 ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ホ 一時借入金の利子</p> <p>【本県の状況】 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="418 1505 1423 1908"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R1</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方債の元利償還金</td> <td>98,993</td> <td>103,838</td> <td>111,144</td> </tr> <tr> <td>地方債の準元利償還金</td> <td>11,049</td> <td>12,047</td> <td>11,622</td> </tr> <tr> <td> イ</td> <td>1,318</td> <td>1,118</td> <td>1,018</td> </tr> <tr> <td> ロ</td> <td>9,006</td> <td>10,135</td> <td>9,718</td> </tr> <tr> <td> ハ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> ニ</td> <td>725</td> <td>793</td> <td>886</td> </tr> <tr> <td> ホ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td>1,727</td> <td>1,557</td> <td>1,349</td> </tr> <tr> <td>元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> <td>67,245</td> <td>70,477</td> <td>72,164</td> </tr> <tr> <td>標準財政規模</td> <td>393,973</td> <td>393,036</td> <td>396,972</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率(3ヵ年平均)</td> <td></td> <td></td> <td>13.7%</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R1	H30	地方債の元利償還金	98,993	103,838	111,144	地方債の準元利償還金	11,049	12,047	11,622	イ	1,318	1,118	1,018	ロ	9,006	10,135	9,718	ハ	-	-	-	ニ	725	793	886	ホ	0	1	0	特定財源	1,727	1,557	1,349	元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	67,245	70,477	72,164	標準財政規模	393,973	393,036	396,972	実質公債費比率(3ヵ年平均)			13.7%
	R2	R1	H30																																														
地方債の元利償還金	98,993	103,838	111,144																																														
地方債の準元利償還金	11,049	12,047	11,622																																														
イ	1,318	1,118	1,018																																														
ロ	9,006	10,135	9,718																																														
ハ	-	-	-																																														
ニ	725	793	886																																														
ホ	0	1	0																																														
特定財源	1,727	1,557	1,349																																														
元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	67,245	70,477	72,164																																														
標準財政規模	393,973	393,036	396,972																																														
実質公債費比率(3ヵ年平均)			13.7%																																														

参考：用語解説（続き）

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を将来負担比率という。

$$\text{将来負担比率(\%)} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} = 221.5\%$$

・将来負担額：イからヌまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人(設立法人)の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

リ 連結実質赤字額

ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

【本県の状況】R2

(単位:百万円)

	将来負担額	充当可能基金	特定財源見込額	基準財政需要額算入見込額	差引
イ.に係るもの	1,353,268	22,976	52,683	700,955	576,654
ロ.に係るもの	1,487	-	375	258	854
ハ.に係るもの	62,172	-	-	29,542	32,631
ニ.に係るもの	-	-	-	-	-
ホ.に係るもの	160,464	-	-	-	160,464
ヘ.に係るもの	22	-	-	-	22
ト.に係るもの	-	-	-	-	-
チ.に係るもの	-	-	-	-	-
リ.に係るもの	-	-	-	-	-
ヌ.に係るもの	-	-	-	-	-
特定できないもの	-	46,899	-	-	△ 46,899
合計	1,577,414	69,875	53,058	730,754	723,727
標準財政規模					393,973
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額					67,245

※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

【本県の状況】R1

(単位:百万円)

	将来負担額	充当可能基金	特定財源見込額	基準財政需要額算入見込額	差引
イ.に係るもの	1,344,487	21,702	50,074	708,523	564,188
ロ.に係るもの	2,071	-	559	366	1,146
ハ.に係るもの	65,680	-	-	30,575	35,105
ニ.に係るもの	-	-	-	-	-
ホ.に係るもの	161,926	-	-	-	161,926
ヘ.に係るもの	38	-	-	-	38
ト.に係るもの	-	-	-	-	-
チ.に係るもの	-	-	-	-	-
リ.に係るもの	-	-	-	-	-
ヌ.に係るもの	-	-	-	-	-
特定できないもの	-	47,280	-	-	△ 47,280
合計	1,574,202	68,982	50,633	739,464	715,124
標準財政規模					393,036
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額					70,477

※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

参考：用語解説（続き）

<p>資金不足比率</p>	<p>公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合を資金不足比率という。</p> $\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = -(\text{なし}) \quad (\text{【本県の状況】に記した5会計全て})$ <p>・資金の不足額 資金の不足額(法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額 資金の不足額(法非適用企業) = (歳出額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-歳入額)-解消可能資金不足額 ※ 解消可能資金不足額:事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。 ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。</p> <p>・事業の規模 事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額-受託工事収益の額 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額 ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。 ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。</p> <p>【本県の状況】 (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">R2</th> <th colspan="2">R1</th> </tr> <tr> <th>資金不足額※</th> <th>事業の規模</th> <th>資金不足額※</th> <th>事業の規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県港湾整備事業特別会計 (法非適)</td> <td>△ 1,720</td> <td>547</td> <td>△ 1,120</td> <td>302</td> </tr> <tr> <td>岩手県立病院等事業会計(法適)</td> <td>△ 6,293</td> <td>89,316</td> <td>△ 4,637</td> <td>92,558</td> </tr> <tr> <td>岩手県電気事業会計(法適)</td> <td>△ 17,130</td> <td>6,866</td> <td>△ 14,801</td> <td>6,281</td> </tr> <tr> <td>岩手県工業用水道事業会計(法適)</td> <td>△ 699</td> <td>747</td> <td>△ 610</td> <td>796</td> </tr> <tr> <td>岩手県流域下水道事業会計 (R1:法非適、R2:法適)</td> <td>△ 956</td> <td>4,213</td> <td>△ 943</td> <td>4,017</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ △は資金余剰</p>		R2		R1		資金不足額※	事業の規模	資金不足額※	事業の規模	岩手県港湾整備事業特別会計 (法非適)	△ 1,720	547	△ 1,120	302	岩手県立病院等事業会計(法適)	△ 6,293	89,316	△ 4,637	92,558	岩手県電気事業会計(法適)	△ 17,130	6,866	△ 14,801	6,281	岩手県工業用水道事業会計(法適)	△ 699	747	△ 610	796	岩手県流域下水道事業会計 (R1:法非適、R2:法適)	△ 956	4,213	△ 943	4,017
	R2		R1																																
	資金不足額※	事業の規模	資金不足額※	事業の規模																															
岩手県港湾整備事業特別会計 (法非適)	△ 1,720	547	△ 1,120	302																															
岩手県立病院等事業会計(法適)	△ 6,293	89,316	△ 4,637	92,558																															
岩手県電気事業会計(法適)	△ 17,130	6,866	△ 14,801	6,281																															
岩手県工業用水道事業会計(法適)	△ 699	747	△ 610	796																															
岩手県流域下水道事業会計 (R1:法非適、R2:法適)	△ 956	4,213	△ 943	4,017																															